

令和元年度 第2回
三郷市景観審議会
報 告 資 料

令和元年12月19日(木)

三郷市役所 第2委員会室

報告事項①

屋外広告物の取組状況について

■屋外広告物の取組状況について

1. 屋外広告物適正化旬間の取組について

(1) 屋外広告物を取り巻く現状について

近年、適切に管理されていない屋外広告物が全国各地で見受けられ、そのような広告物が落下する事故が相次いで発生しています。

代表的な事例として、平成27年2月15日、札幌市において、ビル壁面に設置されている看板の一部が落下し、歩行者が意識不明の重体となる事故が発生しました。

屋外広告物は老朽化によって、サビによる腐食・緩み・亀裂などが発生し、落下や倒壊などの危険が生じます。また、大型台風、ゲリラ豪雨、大雪などの自然災害の影響も懸念されます。

(2) 屋外広告物適正化旬間の取組について

市では、国土交通省が実施している「屋外広告物適正化旬間」(毎年9月1日～10日)にあわせ、市内パトロールを実施しています。

今年度は、三郷市南部の戸ヶ崎交差点周辺を中心にパトロールを実施いたしました。

パトロールでは、安全上問題のあるものなど、様々な屋外広告物を把握することが可能となります。

(3) 注意喚起について

パトロールにて発見した老朽化している屋外広告物については、適切な管理を促すため、その広告物の表示設置者又は管理者に、下記の文書等を送付しました。

- ・適切な管理を促す文書（通知文）
- ・「オーナーさんのための看板の安全管理ガイドブック」(屋外広告物適正化推進委員会)

<参考>注意喚起を実施した広告物の例



事例①

- ・支柱全体にサビが広がっている。
- ・取付部にもサビが発生している。



事例②

- ・支柱全体にサビが広がっている。
- ・取付部にもサビが発生している。
- ・表示板の底面の亚克力板が欠落している。

2. 公共施設における屋外広告物の安全管理について

(1) 安全管理マニュアル作成のこれまでの経緯について

平成30年度

- ・第1回 景観審議会 安全管理マニュアル(案)作成について、意見聴取を実施
- ・第2回 景観審議会 安全管理マニュアル(案)について、諮問
- ・第3回 景観審議会 安全管理マニュアルについて、修正箇所を報告

(2) マニュアルの概要について

本マニュアルは、市が管理する公共施設敷地内に存在する一定基準の屋外広告物を対象に、点検方法などについて掲載しています。

具体的な広告物の例として、公共施設名が切り文字で表示されている壁面利用広告物、施設案内図などの独立広告物などが挙げられます。

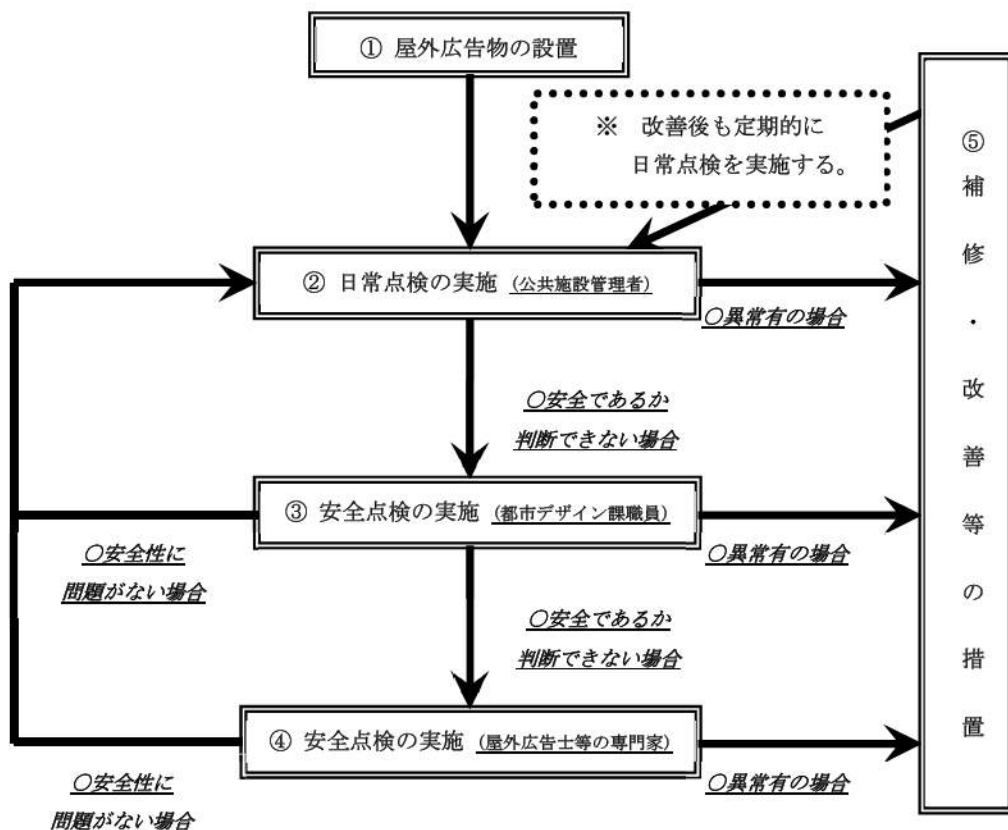
(3) 今後について

来年1月に、マニュアルについて庁内向けの説明会を実施する予定となっております。

マニュアルのフローとしては、施設管理者からの連絡、専門業者による安全点検、広告物の補修・修理の流れで運用することを想定しています。

民間事業者への働きかけについても、市の活動事例を紹介することで、屋外広告物における安全管理の意識啓発を図っていくことを考えております。今後の国・県における安全管理の取組と連携しながら、民間事業者への本マニュアルの配布などの検討も進めていきます。

<参考>マニュアルのフロー図について



3. 屋外広告物の対応事例について

(1) 事例の概要

日時：令和元年11月12日(火)

場所：主要地方道越谷流山線沿い 小谷堀橋付近 民地内

内容：広告物の副表示板の枠が落下する恐れ

当該広告物の特徴

- ・自家用広告物
- ・サインポール（独立広告物）
- ・主表示板と副表示板で構成

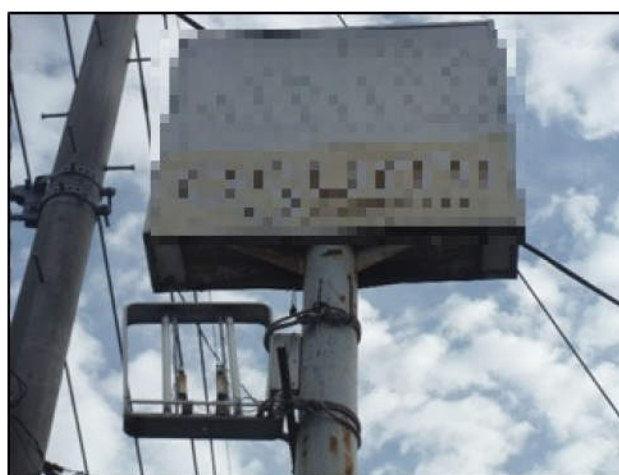
(2) 対応について

現場の状況から、早急な対応が必要と判断し、消防署に現場の状況説明を行ったところ、応急処置を行うこととなりました。同日、所有者に応急処置を行うことを説明し、表示板の枠とサインポールの支柱をロープで固定する応急処置を実施しました。

(3) 当該広告物の写真



応急処置前



応急処置後

報告事項②

第4回三郷市景観賞について

■第4回三郷市景観賞について

1. 選考の経緯について

(1) 景観賞（届出部門）実施の目的

三郷市景観賞届出部門は、景観啓発活動の一環として実施するものです。

市の良好な景観形成に寄与したと考えられる届出対象行為を表彰することにより、建築主、所有者、設計者及び施工者の景観への意識高揚を図ります。

また、模範事例として紹介していくことにより景観に対する市民の関心を高め、積極的な景観への取り組みによる景観計画の届出により、効果的に良い景観形成を図ります。

(2) 細目の設定と表彰

景観賞実施要領に定めた4種類の部門のうち、届出部門について更に細目を設け、それぞれ表彰を行ないます。

| | | | |
|----------|---------------------------------------------|----------------|-------------------------------------------------------------|
| ① 活動部門 | 良好な景観の保全又は創出に係る『活動内容』を表彰します。 | 平成29年度 実施済み | |
| ② 建物・緑部門 | 良好な景観を創出する『建築物、工作物等』を表彰します。 | | |
| ③ 景色部門 | 公共の場所から見られる良好な景観の『遠くを見渡した景色』を表彰します。 | | |
| ④ 届出部門 | 景観計画の届出行為の中から、特に良好な景観を創出する『建築物、工作物等』を表彰します。 | 令和元年度実施 | |
| | 届出部門細目 | | |
| | 住宅の部 | | 一戸建ての住宅、長屋・共同住宅等の建築物を対象とします。 ※分譲住宅については一団の土地で評価するものとします。 |
| | 商業施設の部 | | 店舗、事務所等の建築物を対象とします。 |
| | 工業施設の部 | | 工場、倉庫等の建築物を対象とします。 |
| その他の部 | 上記に該当しない建築物及び、工作物を対象とします。 | | |

(3) 表彰の対象者

平成25年度から平成29年度までに景観計画の完了届出を行なった行為の中から、特に良好な景観を創出する『建築物、工作物等』の「建築主（所有者）、設計者、施工者」を表彰の対象者とします。

(4) 表彰作品の決定方法

表彰作品の選考は事務局にて二次選考まで行ない、候補作品を絞り込んだ後、当該候補作品について三郷市景観賞選考委員会において対象作品の内容を審査して選考を行ない、表彰作品を決定します。また、三郷市景観賞選考委員会の委員は、三郷市景観審議会の委員（10名）が兼務します。

表彰作品決定までの流れ

| | | |
|----------|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事務局 | ①対象抽出 | 平成25年度から平成29年度までの景観計画の完了届出の全件抽出をする。 |
| | ②一次選考 | 完了届出の写真をもとに複数の職員で以下の条件により選考を行なう。 1. 既に良好な景観を形成していると判断できるもの。 2. 写真からでは良好な景観を形成しているとまでは判断できないが、時間経過によりより良い景観となっている可能性のあるもの（個人住宅で外構未定のもの等）。 3. 協議により計画の変更を行なっているもの（アドバイザー案件等） |
| | ③現地調査 | 一次選考で残った作品の現地を廻り写真撮影を行なう。 |
| | ④二次選考 | 写真審査により以下の条件で選考を行なう。 1. 適正な管理がなされているか。 2. 無許可の広告物や占有物などの違法なものが出来ていないか |
| 景観賞選考委員会 | ⑤三次選考 | 二次選考通過作品の写真審査により、以下の条件で選考を行ない、現場視察に行く対象を決定する。 1. 良好な景観形成に寄与しているか 2. 模範事例として紹介する事が相応しいか |
| | ⑥現場視察 | 三次選考で選定した作品の現地を廻り、評価を行なう。 |
| | ⑦最終選考 | 現地調査で行なった評価を基に各細目毎の賞を決定する。 |

(5) 景観賞選考の結果

平成25年度から平成29年度までに完了届出がなされた物件について、一次選考から最終選考まで4段階の選考を行なった結果、住宅の部12件、商業施設の部1件、工業施設の部3件、その他の部5件の計21件が選出されました。

また、賞の区分を最優秀賞、優秀賞及び景観賞に細分化することとし、計21件のうち最優秀賞を2件、優秀賞を8件、景観賞を11件選出することに決定しております。

○選考結果

| | 選考結果 | | | |
|-------------------------|------|----|----|----|
| | 一次 | 二次 | 三次 | 最終 |
| 全体 | 61 | 39 | 26 | 21 |
| 内) 住宅の部 (一戸建ての住宅、共同住宅等) | 33 | 20 | 12 | 12 |
| 商業施設の部 (店舗、事務所等) | 7 | 4 | 2 | 1 |
| 工業施設の部 (工場、倉庫等) | 10 | 7 | 5 | 3 |
| その他の部 | 11 | 8 | 7 | 5 |

2. 景観賞表彰式について

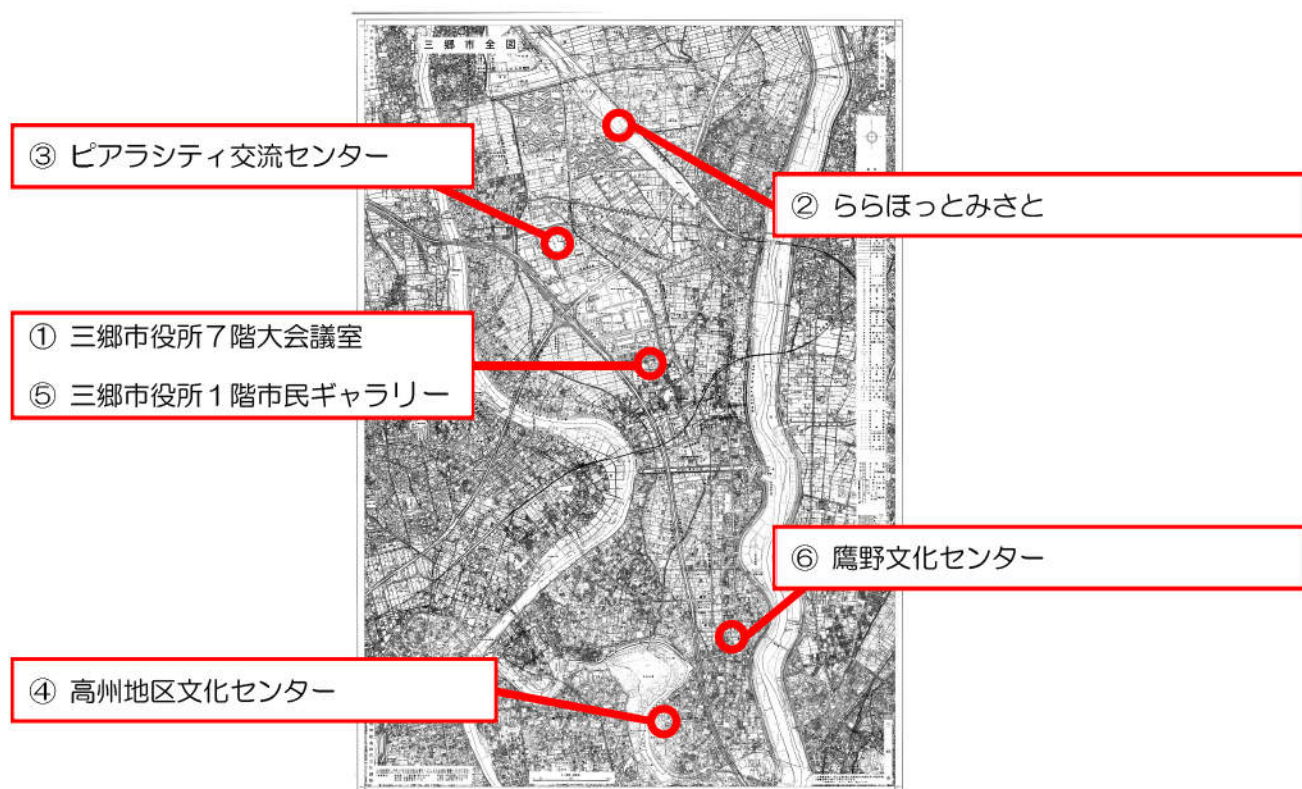
令和元年10月15日に市役所7階の大会議室にて第4回三郷市景観賞表彰式を執り行いました。表彰式には、三郷市景観賞選考委員、表彰対象者44名及び表彰対象者の関係者が出席しました。表彰対象者に対し、三郷市長から賞状を贈りました。

表彰式の様子



3. 景観啓発パネル展について

| | 展示期間 | 展示概要 |
|---|-----------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|
| ① | 令和元年 10月 15日(火) | 【場 所】三郷市役所 7階 大会議室 【パネル】景観賞表彰物件の写真パネルを展示。 【その他】景観賞表彰式開催、表彰物件一覧を配布。 |
| ② | 令和元年 12月 20日(金) ～令和2年 1月 9日(木) | 【場 所】ららほっとみさと(ららぽーと新三郷内) 【パネル】景観賞表彰物件写真パネル、三郷市航空写真を展示。 |
| ③ | 令和2年 1月 11日(土) ～令和2年 2月 5日(水) | 【場 所】ピアラシティ交流センター1階 【パネル】景観賞表彰物件写真パネル、三郷市航空写真を展示。 |
| ④ | 令和2年 2月 7日(金) ～令和2年 3月 12日(木) | 【場 所】高州地区文化センター1階 ホール 【パネル】景観賞表彰物件写真パネル、三郷市航空写真を展示。 |
| ⑤ | 令和2年 3月 17日(火) ～令和2年 4月 5日(日) | 【場 所】三郷市役所 1階 市民ギャラリー 【パネル】景観賞表彰物件写真パネル、三郷市航空写真を展示。 |
| ⑥ | 令和2年 4月 7日(火) ～令和2年 4月 27日(月) | 【場 所】鷹野文化センター1階 展示コーナー 【パネル】景観賞表彰物件写真パネル、三郷市航空写真を展示。 |



参考. 景観啓発パネルについて

三郷市景観賞について

①三郷市景観賞の目的
 良好な景観づくりに取り組んだ方々を表彰し、横断的な事例を紹介することで、景観に対する市民及び事業者の関心を高め、市内の景観づくりに取り組んでいただくことを目的としています。

②第4回景観賞の表彰部門
 今回の届出部門では、景観計画の届出行為の中から特に良好な景観を創出する「建築物、工作物等」を表彰します。


| | |
|---------------|----------------------------------------------|
| 活動部門 | 良好な景観の保全又は創出に係る「活動内容」 |
| 第3回 平成29年度 | 建物・緑部門 良好な景観を創出する「建築物、工作物、緑等」 |
| ※応募による表彰 | 景色部門 公共の場所から見られる良好な景観の「近くから遠くを見渡した景色（中景～遠景）」 |


| | | | |
|----------------------|------|--------|-----------------|
| 第4回 令和元年度 | 届出部門 | 住宅の部 | 一戸建て住宅、長屋・共同住宅等 |
| | | 商業施設の部 | 店舗、事務所等 |
| | | 工業施設の部 | 物流施設等 |
| | | その他の部 | 上記以外の建築物、工作物等 |

③表彰の対象者
 特に良好な景観づくりを行った「建築主（所有者）、設計者、施工者」を表彰します。


④表彰物件の決定方法
 平成25年度から平成29年度に景観計画の完了手続きを行った1015件の中から、三郷市景観賞選考委員会^{※1}による審査を経て、**21**件が選出されました。


※1 三郷市景観賞選考委員会は三郷市景観審議会の委員で構成されています。
 ※2 敬称略。個人名はイニシャル表記とさせていただきます。






最優秀賞






No. 1
その他の部

建築主 ● 社会福祉法人 協の環境共生
 設計者 ● 協亨 ● 協亨 ● ネットワーク・情報館 工事監理/専任建築設計事務所
 施工者 ● ボフアック 株式会社





No. 2
その他の部

建築主 ● 三郷市
 設計者 ● 株式会社 野村建設
 施工者 ● 株式会社 津野工務店




優秀賞






No. 1
住宅の部

建築主 ● 株式会社 中央住宅
 設計者 ● 株式会社 中央住宅 マインド・スクエア事業部 一級建築士事務所
 施工者 ● クローバルホーム 株式会社





No. 2
住宅の部

建築主 ● 三井不動産レジデンシャル 株式会社/大塚不動産 株式会社
 設計者 ● 三井不動産 株式会社 一級建築士事務所
 施工者 ● 三井不動産 株式会社 東四建設株式会社



優秀賞





No. 3
住宅の部

建築主 ● T.株式会社
 設計者 ● 株式会社 カルピント 株式会社
 施工者 ● 株式会社 豊和建設 株式会社/シャープシステムズ
 施工者 ● 株式会社 豊和建設 株式会社/シャープシステムズ



No. 4
住宅の部

建築主 ● 株式会社 株式会社/株式会社 NDDPO
 設計者 ● 株式会社 豊和建設/コーポレーション
 施工者 ● 株式会社 豊和建設/コーポレーション

優秀賞

LEATO



No. 5
住宅の部

建築士 ● 住友不動産 株式会社
 設計者 ● 株式会社 長谷工コーポレーション
 施工者 ● 株式会社 長谷工コーポレーション
 出典元 ● 株式会社 エスエス



No. 6
住宅の部

建築士 ● 住友不動産 株式会社
 設計者 ● 株式会社 長谷工コーポレーション
 施工者 ● 株式会社 長谷工コーポレーション
 出典元 ● 大塚物産不動産 株式会社

優秀賞

LEATO



No. 7
工業施設の部

建築士 ● 株式会社 近鉄エクスプレス
 設計者 ● 大和ハウス工業 株式会社
 施工者 ● 大和ハウス工業 株式会社
 出典元 ● 株式会社 エスエス




No. 8
その他の部

建築士 ● 学校法人 梅田学園 梅田区立人文学部附属梅田中学校三階校
 設計者 ● 株式会社 久米設計
 施工者 ● 美家建築 株式会社
 出典元 ● 学校法人 梅田学園 梅田区立人文学部附属梅田中学校三階校


景観賞

LEATO




No. 1
住宅の部

建築士 ● S. N. E. Y. N. 氏
 設計者 ● 住友林業 株式会社
 一般建築士事務所
 施工者 ● 住友林業 株式会社
 出典元 ● S. N. E.



No. 2
住宅の部

建築士 ● K. T. 氏
 設計者 ● 株式会社 一栄工務店
 施工者 ● 株式会社 一栄工務店
 出典元 ● K. T. 氏



No. 3
住宅の部

建築士 ● 住友林業 株式会社
 設計者 ● 住友林業 株式会社

景観賞

LEATO



No. 4
住宅の部

建築士 ● 住友林業 株式会社
 設計者 ● 住友林業 株式会社



No. 5
住宅の部

建築士 ● 株式会社 中央住宅
 設計者 ● 株式会社 中央住宅
 マインドスケープ 建築設計
 一般建築士事務所
 施工者 ● フォーティカム 株式会社
 出典元 ● 株式会社 中央住宅



No. 6
住宅の部

建築士 ● 清水建設 株式会社
 設計者 ● 株式会社 長谷工コーポレーション
 施工者 ● 株式会社 長谷工コーポレーション
 出典元 ● 清水建設 株式会社

景観賞

No. 7
商業施設の部

建築主 ● 中川建設 株式会社
設計者 ● 橋本アライズ 株式会社
施工者 ● 橋本アライズ 株式会社
電工 ● アーネスト・エム・エス 株式会社




No. 8
工業施設の部

建築主 ● 日本LIP 株式会社
設計者 ● 株式会社 大村広
建築士 ● 株式会社 大村広
施工者 ● 株式会社 大村広



No. 9
工業施設の部

建築主 ● 株式会社 スパイセオ
設計者 ● 株式会社 フジタ
一級建築士 ● 藤原由
施工者 ● 株式会社 フジタ
建築士 ● 藤原由



景観賞

No. 10
その他の部

建築主 ● 株式会社 豊田中央
設計者 ● RICHARD/DAVID/JAKE
建築事務所 株式会社
施工者 ● 和建工業 株式会社
建築士 ● James Kuchera



No. 11
その他の部

建築主 ● 社会福祉法人 朝陽会
設計者 ● 株式会社 志のこ建築コンサルタンツ
施工者 ● 志のこ建築 株式会社
建築士 ● 志のこ建築 株式会社
建築士 ● 志のこ建築 株式会社



景観に関する届出について

届出対象区域

- 市内全域を景観計画区域としており、一定規模以上の建築物の建設等を行う場合は、景観法及び三郷市景観条例に基づく届出等が必要です。
- 新三郷ららシティ地区と三郷中央地区は、特に良好な景観づくりを重める重点地区に設定しています。

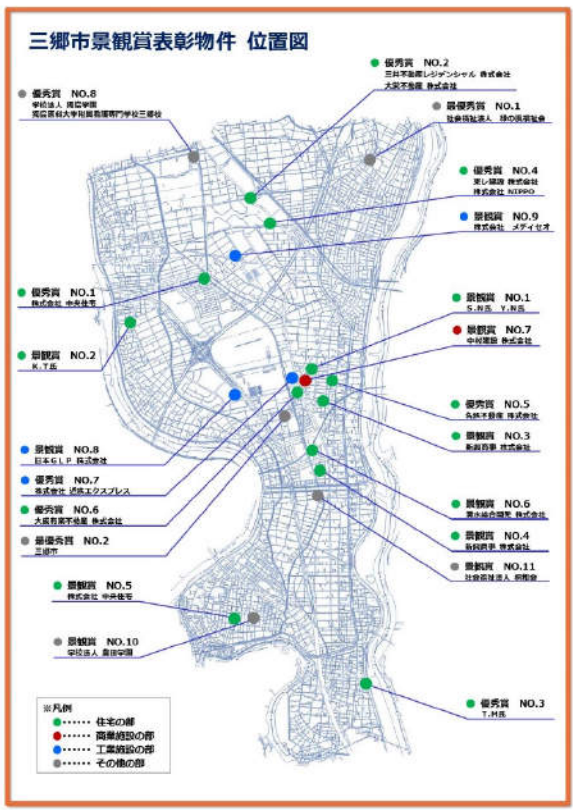
届出対象行為

- 建築物の新築等
 - 高さ 10m 以上 (重点地区は 5m 以上)
 - 延べ面積 500㎡ 以上 (重点地区は 250㎡ 以上) など
- その他、工作物、開発行為などについても、届出機関が定められています。

手続きの流れ

- 一戸建て住宅の場合
 - 事前協議 (法定届出)
 - 届出申請
 - 完了届出
- それ以外の場合
 - 事前協議
 - 届出申請
 - 法定届出
 - 完了届出

届出手続きについて、ご理解・ご協力をお願いします。



報告事項③

景観計画に基づく届出の状況について

報告事項③ 景観計画に基づく届出の状況について

1. 届出件数

(令和元年12月15日現在)

| 件数 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 根拠法令 |
|------|--------|--------|-------|----------|
| 事前協議 | 327件 | 312件 | 204件 | 市条例第14条 |
| 法定届出 | 368件 | 342件 | 225件 | 法第16条第1項 |
| 完了届出 | 192件 | 165件 | 122件 | 市条例第21条 |

2. 景観アドバイザーによる審査について

審査依頼件数とその結果

※ 平成30年度分

審査依頼件数 ※審査依頼日ベース

| 月 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 | 計 |
|----|---|---|---|---|---|---|----|----|----|---|---|---|---|
| 件数 | 0 | 2 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 1 | 0 | 1 | 1 | 0 | 7 |

※ 令和元年度分 (令和元年12月15日現在)

審査依頼件数 ※審査依頼日ベース

| 月 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 | 計 |
|----|---|---|---|---|---|---|----|----|----|---|---|---|---|
| 件数 | 1 | 1 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | - | - | - | 5 |

主な審査内容と結果

| | 用途・規模・場所 | 主なアドバイザーの助言 | 申請者の対応 |
|---|-----------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|
| ① | 共同住宅・事務所 地上 8階建て 高さ 24.125m 重点地区 <input checked="" type="checkbox"/> 内・外 | まち並みに配慮した緑化やシンボル 樹の植栽を検討する。 メッシュフェンスの色彩は、建築物や 緑に馴染みやすい色彩を検討する。 | 北側緑地帯に中木を植栽する。 樹種はモッコクとする。 ダークブラウン系にて施工す る計画とする。 |

| | | | |
|---|------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ② | <p>ホテル 地上 10階建て 高さ 33.70m 重点地区 内・外</p> | <p>圧迫感と重々しさを軽減するため、外壁の色彩を工夫するよう検討する。</p> <p>広告物については、建築物本体の意匠と調和するデザインとなるように、過度に目立つものは避ける。</p> | <p>1・2階と3～10階で色彩の分節を行う。分節化をより明確にするため、3～10階の色調を明るくする。</p> <p>デザインが華美、過大とならないように配慮する。サインは、壁面からの突き出しを避け、切り文字を活用する。</p> |
| ③ | <p>倉庫 地上 4階建て 高さ 27.7m 重点地区 内・外</p> | <p>敷地角地に中高木を組み合わせた立体的な植栽を配置するよう検討する。</p> <p>フェンスの色彩は、低明度、低彩度色とするよう検討する。</p> | <p>ケヤキ2本、それ以外は中低木を配置する。</p> <p>フェンスの色彩は、ブラック色を採用する。</p> |
| ④ | <p>自動車販売店舗 地上 2階建て 高さ 8.21m 重点地区 内・外</p> | <p>店舗前面のよく見える位置に株立ちのシンボル樹の配置を検討する。</p> <p>外構の色彩は、低明度、低彩度色とするよう検討する。</p> <p>塔屋部分や屋上への屋外広告物の設置、表示は避けるよう検討する。</p> | <p>現在、協議中です。</p> |